国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善: 継続プロセス

2011年10月28日

(仮訳)

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対応するためのアクションプランをFATFと共に策定した国・地域として、以下を特定した。これら国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対応するとのハイレベルでの政治的コミットメントを書面で提供している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、継続的に国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域を特定する。FATFはこのプロセスの一環として、更にその他の国・地域の初期的検証を開始しており、その成果を来年に提示する予定である。

FATF及びFSRB(FATF型地域体)は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対応における進捗について報告を継続する。FATFはこれらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期限内でのアクションプランの実施を要請する。FATFはこれらアクションプランの実施を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを慫慂する。

アルジェリア

2011年10月、アルジェリアは、FATF及びMENAFATF(中東・北部アフリカ FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告II)、②テロリスト資産を特定し追跡し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告III)、③顧客管理措置の改善及び拡大、そして全ての金融機関に適用されることの確保(勧告5)、④特に運営の自律性や、情報へアクセス及び請求する権限に対処した、完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)及び⑤適切な司法共助法制の実施の強化と履行(特別勧告V)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上

の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取組みを継続すべきである。 FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの 履行過程の継続を慫慂する。

アンゴラ

2010 年6月、アンゴラは FATF と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2011年6月以降、同国は、銀行に対する顧客管理措置に関する規制の公布を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF はある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告III)、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、及び③テロリスト資産を特定し追跡し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告III)を含む、欠陥に対処するよう取組むべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

アンティグア・バーブーダ

2010年2月、アンティグア・バーブーダはFATF及びCFATF(カリブ諸国FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2011年6月以降、同国は、金融機関に対するオフサイト調査の開始を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの履行(特別勧告Ⅲ)及び②全体的な監督枠組みの改善の継続(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組む。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

アルゼンチン

2011 年6月、アルゼンチンは FATF と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略 上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。 以降、同国は、2011年6月に改正された資金洗浄に関する法律について FATF が示 した懸念への対処、テロ資金供与対策法案の国会への提出、資金洗浄・テロ資金供 与対策の措置の実効性評価に関する法令の公布、金融・外国為替業における顧客管 理措置強化のための金融情報機関決議の公布を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策 の体制改善に向けた進歩を見せている。FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対 策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な 犯罪化及び資金洗浄の犯罪化に関し残存する欠陥への対応(特別勧告Ⅱ及び勧告 1)、②資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行の構築及び テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(勧告3及び特 別勧告Ⅲ)、③金融の透明性の強化(勧告4)、④完全にかつ効果的に機能する金融 情報機関の構築と、疑わしい取引の届出の提出要件の改善(勧告13、特別勧告IV及 び勧告26)、⑤全ての金融セクターに対する、十分な資金洗浄・テロ資金供与対策監 督プログラムの履行(勧告17、23及び29)、⑥非銀行業又は非外国為替業における 顧客管理措置の改善及び拡大(勧告5)及び⑦国際協力のための適切なチャンネル の構築及び効果的な履行の確保(勧告36、40及び特別勧告V)を含む、資金洗浄・ テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの実施への取組みを継 続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に 対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

バングラデシュ

2010年10月、バングラデシュは FATF 及び APG(アジア・太平洋 FATF 型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2011年6月以降、保険セクターへの資金洗浄・テロ資金供与対策に関するガイダンスの発出を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅲ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)、⑤疑わしい取引の届出の提出条件の改善(勧告13及び特別勧告Ⅳ)及び⑥国際協力の改善(勧告36、39及び特別勧告V)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの実施への取組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

ブルネイ・ダルサラーム

2011 年6月、ブルネイ・ダルサラームは、FATF 及び APG と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、反テロリズム法令を 2011 年 7 月に施行させたことを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告III)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告III)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの構築及び履行(勧告3)、④疑わしい取引の届出の提出要件の改善(勧告13及び特別勧告IV)、⑤完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)及び⑥適切な司法共助法制の実施の強化と履行(勧告36及び特別勧告V)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの実施への取組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

カンボジア

2011 年6月、カンボジアは、FATF 及び APG と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告III)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告III)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)及び⑤クロスボーダー現金取引の効果的な管理体制の構築及び実施(特別勧告IX)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの実施への取組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

エクアドル

2010年6月、エクアドルは FATF 及び GAFISUD (南米 FATF 型地域体)と協働し、資

金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化の確保(特別勧告II)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告III)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)及び④金融セクターの監督に関する調整の強化と改善(勧告23)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

ホンジュラス

2010年10月、ホンジュラスはFATF及びCFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、テロ資金供与の犯罪化やテロリスト資産の凍結に関する欠陥に対処するための法的措置の採択及び顧客管理措置を改善するための決議の実施を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善における進捗を示してきた。FATFは、過去にFATFにより特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するために求められた改革や措置が実施中であることを確認するため、実地調査を実施する。

キルギス

2011年10月、キルギスはFATF及びEAG(ユーラシアFATF型地域体)と協働し、資金 洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルで の政治的コミットメントを示した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に 向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、あ る一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資 金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告II)、②テロリスト資産を特定し追跡し凍 結するための適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告III)、③資金洗浄に関連 する資金を没収するための適切な手段の構築及び履行(勧告3)、④全ての金融機関 に対する効果的な顧客管理措置の構築(勧告5)及び⑤全ての金融セクターに対する、 十分かつ効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行(勧告23)を含 む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施 への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の 欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

モンゴル

2011年6月、モンゴルはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告II)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告III)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な措置の構築及び履行(勧告3)、④疑わしい取引の届出の提出要件の改善(勧告13及び特別勧告IV)、⑤完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の設立(勧告26)及び⑥金融サービス業者の効果的な規制の実施を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

モロッコ

2010年2月、モロッコは FATF 及び MENAFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪範囲の拡大、顧客管理措置の拡大に関する条項の改正や金融情報機関の運営に関する措置を取るなど、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善における進捗を示してきた。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告II)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。

ナミビア

2011年6月、ナミビアは FATF 及び ESAAMLG (東南部アフリカ FATF 型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハ

イレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、金融情報機関が保持する情報の保全を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告 II)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告 II)、③十分な権限を伴った、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行(勧告23及び29)、④特に金融情報機関の運営の自律性に対処した、完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、⑤国内の資金洗浄・テロ資金供与対策の不遵守に取り組むための効果、バランスかつ抑止力を備えた制裁措置の実施(勧告17)及び⑥1999年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の実施(特別勧告I)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

ネパール

2010年2月、ネパールは FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する国家戦略の承認を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告II)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告III)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な措置の構築及び履行(勧告3)及び④適切な司法共助法制の実施の強化と履行(勧告36)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

ニカラグア

2011年6月、ニカラグアはFATF及びCFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、マイクロファイナンス業の規制・監督を担当する政府機関の設

立を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①特に現在監督当局に規制されていない主体における効果的な顧客管理措置及び記録保存条件の構築(勧告5及び10)、②資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の創設(勧告13及び特別勧告IV)、③全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行(勧告23)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の設立(勧告26)及び⑤テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告III)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

パラグアイ

2010年2月、パラグアイは FATF 及び GAFISUD と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、テロ資金供与対策に関する法律の制定及び匿名口座を禁止する規制の公布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。FATF は、過去に FATF により特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するための改革や措置が実施中であることを確認するため、実地調査を実施する。

フィリピン

2010年10月、フィリピンはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2011年6月以降、規制・監督分野での能力向上を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定、凍結し、資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(特別勧告Ⅲ及び勧告3)、③金融における透明性の強化(勧告4)及び④疑わしい取引の届出義務の適用対象機関の拡大(勧告12及び勧告16)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継

続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

スーダン

2010年2月、スーダンは FATF 及び MENAFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2011年6月以降、同国は、金融情報機関のインフラ全般及び監督枠組みの改善を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告III)、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、③金融機関の、資金洗浄及びテロ資金供与に関する疑わしい取引の届出義務の認識及び遵守の確保(勧告13及び特別勧告IV)、④規制当局が新法及び規則の遵守を確保するための、規制当局者用の監督プログラムの履行(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

タジキスタン

2011年6月、タジキスタンは FATF 及び EAG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告II)、②資金洗浄及びテロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(勧告3及び特別勧告III)、③金融の透明性の強化(勧告4)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築の確保及び疑わしい取引の届出義務の改善(勧告13、特別勧告IV及び勧告26)及び⑤顧客管理措置の改善及び拡大(勧告5)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するとと続きする。

トルクメニスタン

2010 年 6 月、トルクメニスタンは FATF 及び EAG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2011 年 6 月以降、同国は、テロリスト資産を凍結するための法的枠組みの構築を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①金融情報機関と国内関係者の協働関係の発展及び②捜査、没収及び資金の本国返還における国際協力の強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

トリニダード・トバゴ

2010年2月、トリニダード・トバゴは FATF 及び CFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金 供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2011年6月以降、同国は、登録対象業界の登録プロセスの完了と、登録団体への監督開始を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。FATF は、あまりに直近の措置であったため当該法的措置を評価していない。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し遅滞なく凍結するための適切な手続きの実施(特別勧告Ⅲ)及び②監督権限を有し、完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

ベネズエラ

2010年10月、ベネズエラはFATF及びCFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメント

を示した。以降、同国は、金融情報機関の独立性及び銀行・証券業界への規制の改善を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告II)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築、履行(特別勧告II)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築(積生26)、④全てのセクターのための適切な顧客管理ガイドラインの履行(勧告 5)及び⑤資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の構築(勧告13及び特別勧告IV)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

ベトナム

2010年10月、ベトナムは FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、FATF 及び APG と協働し、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告 I 及び特別勧告 II)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築、履行(特別勧告 III)、③勧告2に従い法人を刑事責任の対象にすることないし、これをできない憲法上の根拠の提示、④全体的な監督枠組みの改善(勧告23)、⑤顧客管理措置及び疑わしい取引の届出条件の改善及び拡大(勧告5、13及び特別勧告IV)及び⑥国際協力の強化(勧告36及び勧告40)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施

イエメン

2010年2月、イエメンは FATF 及び MENAFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。 FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。 同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、②資金洗浄・テロ資金供与対策に関する報告義務が課せられる機関に対する、アウトリーチの実施(勧告25)、③特にテロ資金供与に関する、金融機関の疑わしい取引の届出義務遵守を確保するための、金融セク

ターの監督当局及び金融情報機関の監視及び監督能力の発展(勧告23)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

ジンバブエ

2011年6月、ジンバブエは FATF 及び ESAAMLG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。 FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。 同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告 I 及び特別勧告 II)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告 III)、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、④資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務に対する金融機関の意識向上と遵守の確保(勧告13及び特別勧告IV)、⑤適切な司法共助法制の実施の強化と履行(特別勧告 V)及び⑥1999年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を完全に実施するための法もしくはその他手段の改正及び実施(特別勧告 I)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。 FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

ウクライナ

FATF は、ウクライナの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、2010年2月にFATFにより特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関するアクションプランにおけるコミットメントをおおむね達成したことを認識する。従って、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をMONEYVALと協働して

十分な進捗を示していない国・地域

(仮訳)

FATFは、以下の国・地域がFATFと合意されたアクションプランに関し十分な進捗を示したとは、未だ評価していない。アクションプランの末項,及びないし又は,アクションプランの事項の過半数は対応されていない。仮にこれらの国・地域が2012年2月までにアクションプランの大部分を履行するために十分な取組を行わない場合には、FATFはこれらの国・地域を、合意されたアクションプランを遵守しない国として特定し、加盟国に対してこれらの国・地域に関する欠陥から生じるリスクを考慮するよう求めるとの追加的な措置をとる。

ガーナ

ガーナは FATF 及び GIABA (西アフリカ FATF 型地域体) と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、FATF 及び GIABA (西アフリカ FATF 型地域体) と協働し、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告 II)、②資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な措置の構築及び履行(勧告3)、③効果的な顧客管理措置の構築(勧告5)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)及び⑤テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告 III)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

インドネシア

インドネシアは FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅲ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)③1999年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を完全に実施するための法もしくはその他手段の改正及び実施(特別勧告 I)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

パキスタン

パキスタンはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な 欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わら ず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、資金洗 浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。 パキスタン は、2011 年 6 月に FATF により表明された、同国のテロ資金供与罪の履行欠如につ いての懸念と、その懸念に対し具体的措置を取るよう求めたことに十分応えていない。 同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化及び資金洗浄の犯罪化に関し残存する欠 陥への対応(特別勧告Ⅱ及び勧告1)、②テロリスト資産を特定し凍結し、没収するた めの適切な手続きの構築及び履行の表明(特別勧告Ⅲ)、③完全にかつ効果的に機 能する金融情報機関の確保(勧告26)、④金融サービス業者への適切な制裁体制を 含む効果的な規制の実証、及びこれらのサービスに対する資金洗浄及びテロ資金供 与の防止措置の範囲の拡大(特別勧告VI)及び⑤クロスボーダー現金取引の効果的 な管理体制の改善及び実施(特別勧告IX)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上 の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。F ATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプ ランの履行過程の継続を慫慂する。

タンザニア

タンザニアは FATF 及び ESAAMLG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上 重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも 関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告II)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築、履行及び法律、規制又は他の強制力のある手段を通じた国連安保理決議 1267、1373 の履行(特別勧告III)、③効果的な顧客管理措置の構築(勧告 5)、④適切な記録保存義務の構築(勧告 10)、⑤完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)及び⑥資金洗浄・テロ資金供与対策上の義務の遵守を確保するための権限ある当局の指定(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

タイ

タイは FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告III)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告III)及び③資金洗浄・テロ資金供与対策における監督の更なる強化(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

(以上)